

**今は昔の情熱と激論**

昭和22年、九州は飯塚の片田舎で20歳になる女が結婚し、1年を経て子供を授かった。が、半年後に夫が他界した。女は深い悲しみの底へと沈んだ。そして程なくすると、舅から身体を求められるところとなった。女の激しい抵抗にも拘らず、舅は殴る蹴るの暴力を重ね、遂には自らの欲望を果たした。舅はその後、嫁を近所の居酒屋に働かせるに任せ、果ては昼日中から家に連れ戻して、その身体を貪った。その日もそうであった。舅は泣き叫ぶ赤ん坊を畳に投げつけ、嫁を求めた。時を措いて、嫁は我が子を抱きしめ「ごめんね。ごめんね」と泣き崩れ乍ら、遂には舅の首を絞めた。

さて、その裁判。誰もがこの被告人に大きな同情を寄せた。だが、刑法200条は「自己又ハ配偶者ノ直系尊属ヲ殺シタル者ハ死刑又ハ無期懲役」と定めている。心神喪失、耗弱、正当防衛、如何にこれを減刑しようとしても執行猶予を付すことは不可能であった。そこへ1つの思いつき。200条は、「直系尊属ヲ」としているのだから「直系尊属タリシ者ヲ」とはしていない。よって、本件は199条によるべきである、という理屈である。この論によって彼

女は「懲役3年執行猶予5年」の判決を得た。

人々はこの大岡裁判に、万雷の拍手を送り、胸をなでおろした。

ところが、この論には強力



**山田 勝利** (26期)

●Masatoshi Yamada

な反対意見があった。真野毅判事の意見である。「タリシ者」云々などとは、余りにも姑息な論である、抑々新憲法は、人は法の下に平等であって、人種、性別、社会的身分によって差別されないといわれている。何故親の命は子の命よりも重く、子の命は親の命より軽いのか。刑法200条は憲法14条に違反し無効である。よって199条を適用すべきであるとして、懲役3年執行猶予5年としたのである。

然し当時、この真野意見は2：13の少数意見に留まった。とりわけ齋藤悠輔判事

は、真野判事が、世界人権宣言を引用したことに対し、「先ず以て鬼面人を欺くものでなければ羊頭を掲げて狗肉を売る類である」「国辱的な曲学阿世の論を展開するもので読むに耐えない。論者よ、休み休みご教示賜りたい」とし、所論は「子の親に対する道徳的義務を重要視することを以て、封建的、反民主主義的思想に胚胎するものであるが、夫婦・親子・兄弟等の関係を支配する道徳は、人倫の大本、古今東西を問わず承認せられている人類普遍の道徳原理である」とし、「畢竟するに封建的、反民主主義的理由を以て既存の淳風美俗を十把一束に排斥し」、「浴場と共に子供までも流す弊に陥り易い現代の風潮と同一の誤謬を犯している」などと論難したのである。今から70年前、最高裁判所は、激しい情熱と信念がぶつかり合う坩堝であった。

(因みに、その後23年を経て、刑法200条は憲法違反であるとして刑法から削除されたのである。)

真野毅：当会創設者の1人。戦後「弁護士法」草案者の1人。筆者は真野先生の最後の居候弁。事務所には時折新聞記者が訪れていた。記者「先生は、齋藤先生と灰皿を投げ合って激論を交わされたそうですね」先生「僕はそんなことはしないよ。六法全書を投げ合っただけだよ」

昭和61年、先生は99歳で亡くなりました。

Hanamizuki

## 花水木

44



堂免 綾 (65期)

●Aya Domen

弁護士として働き始め、目の前の案件に夢中で取り組むうちに、あっという間に6年が経ちました。これまでも今も「仕事が楽しい」と迷わずいえます。

学生時代は、いわゆる一般民事・家事事件を扱う弁護士になりたいと考えていました。「人」と関わる仕事がしたいという思いからです。人の悩みを聞いたり慰めたりということ自体はあまり得意な方ではないのですが、それでも、案件終了後に「会うたびに勇気もらいました」「一人ではここまで頑張れませんでした」といったお手紙やコメントをいただくこともあります。この仕事を選んでよかったと思う瞬間です。これからもクライアントにとって、よりよい対応を常に考えながら経験を積んでいきたいと思っています。

仕事を始めてイメージが大きく変わったのは企業法務でした。書面ばかりを相手にするような仕事を想像していましたが、実際に業務に携わって感じたのは、企業法務も人との関わりを感じながら仕事をし得るということでした。クライアントとの距離は、弁護士個人や事務所によって様々かと思えます。今の事務

所のクライアントの中には、同世代の方ばかりのベンチャー企業や、ボスと会社の方が友人のような関係を築いている会社もあります。また、クライアントと食事に行くことも多く、仕事に限らずいろいろな話をする機会もあり、会社の方との距離が近くなりました。こうして親しくなり信頼関係ができてくると、急な依頼があって業務が深夜に及んでも、「この人のためなら頑張る!」という気持ちになります。こういう気持ちで仕事をするのは楽しいものです。また、友人のいる会社のお仕事をさせていただく機会にも恵まれました。「こんなことがしたい」という夢や目標を持つ友人の役に立てることがあれば、それはとてもうれしいことです。尊敬や信頼関係のある方々とお仕事をする中で、「一緒に頑張った」という感覚や達成感が、仕事の充実感につながっているのだろうと思います。

とはいえ、業務に追われる日々…それでも、これまで楽しく仕事をしてこられたのは、何より周りの方々に恵まれたからだと思えます。

弁護士業のスタートとなった最初の事務所では、拙い書面を直していただいたり、過不足なく分かりやすくまとめた書面をみて勉強させてい

ただいたり、今も書面を作るときには目標として思い出します。また、ご自身の担当業務だけでなく私の状況まで把握して、さっと資料やアドバイスをくださったたり、事務手続まで気にかけて声をかけてくださったたりした兄弁の気遣いや配慮には、感謝を超えて感動しました。この場を借りて心から御礼を申し上げたいと思います。

移籍の際にもたくさんの方に相談にのっていただきました。一緒に仕事をしたいと言ってくくださる方もおり、将来に悩みつつも人の支えを感じたとても幸せな経験でした。

今は、開業から3年半という新しい事務所で、ファイナンスという新しい分野にも挑戦中です。指導してくださる先生のいる環境をありがたく思います。この2年でメンバーも増え、大好きな人ばかりの中で皆からいろいろなことを学ぶ日々です。

どこまでいっても完成はない仕事を、これからも楽しみたいと思います。

Aya



事務所の新人歓迎会(筆者は中央奥)